

## 世代間倫理の考察：「持続可能性」の学術的側面と政策的側面

小田，隼輔  
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/1463261>

---

出版情報：学生法政論集．8，pp.1-17，2014-03-25．九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

# 世代間倫理の考察

## ——「持続可能性」の学術的側面と政策的側面——

小 田 隼 輔

はじめに

### 第一章 世代間倫理の学術上の議論

- (1) 世代間契約説——シュレーダー＝フレチェット
- (2) 正義論——ジョン・ロールズ
- (3) 責任原理——ハンス・ヨナス
- (4) 小括

### 第二章 「持続可能性」の政策的側面

- (1) アジェンダ21
- (2) 各国の持続可能戦略
- (3) 小括

### 第三章 世代間倫理への問題提起

おわりに

## はじめに

地球温暖化、オゾン層破壊などに代表される地球規模の環境問題が叫ばれて久しい。多大な環境負荷の上になり立つ「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の近代資本主義が問題視され、環境問題への対策として国家間での条約締結等の取り組みがなされてきた。オゾン層保護のためのウィーン条約（1985年）、気候変動枠組条約（1992年）、京都議定書（2007年）など、国際社会でなされてきた数多くの宣言や合意、条約は、環境問題の規模の大きさと重要性を示している。

上記のような環境に対する危機意識の拡大とともに登場した環境倫理は、人類の発展とともに発生、深刻化してきた環境問題の根本的な解決を目指す新たな倫理である。その最大の特徴は、倫理の対象の「空間的」及び「時間的」拡大にあるといえよう。倫理の対象の空間的拡大とは、「人間のみが倫理の対象であり、それ自体として内在的価値を有する」とする人間中心主義ではなく、「人間以外の動物や自然も、人間に利用されるだけの道具的価値ではなく、内在的価値を有する」とみなすべきという人間非中心主義の主張などを意

味している<sup>1</sup>。時間的拡大とは、有限資源を使い果たすなど、現在世代が未来世代に与える影響を考えた際に、いわば被害者となる未来世代を配慮の対象とするべきという世代間倫理の主張である。

本稿は環境倫理の一要素としての世代間倫理の意義と限界を検討する。未来世代の利益にも配慮すべきという世代間倫理の思想は、近年唱えられている「持続可能性」<sup>2</sup>概念に見られるように、国際的に広く認められているようである。持続可能性の概念と世代間倫理とを直ちに等価なものとみなすことはできないが、持続可能性を論じる議論の多くは世代間倫理を論拠の一つとして用いている。それは、環境問題の影響を受けるのはその問題発生時の現在世代にとどまらず、いまだ誕生していない、問題発生に一切の関係を持たない未来世代にも及ぶためである。例えば石油枯渇の問題では、論者によって主張する可採埋蔵量の違いはあるが、石油資源が有限であるという認識を多くの人々は共有しており、将来的に石油を利用できなくなることについて問題視している。別の例として原子力発電に伴う放射性廃棄物の処理が挙げられる。現在では放射性廃棄物を無毒化することはできず、地層処分等により放射能の減退を待つことになる。半減期が数万年になることなどから、現在世代の利益のために未来世代が害を被ることになることが問題として指摘されている。これらの例からは、環境問題に関して、現在世代と未来世代の利益の対立は必ず起こり、未来世代の利益を保護するべきであるという世代間倫理の議論は不可避であるように思われる。

しかし、世代間倫理には次のような批判も存在する。第一に、現存しない未来世代は特定することが出来ないというものである。対象とする人々の範囲、ニーズなどが不明確であるにもかかわらず、現在世代に未来世代への配慮を求め、あるいは義務とすることが可能であるのだろうか。第二に、世代間是对称的ではないため相互的な責務は成立しないというものである。現存しない未来世代は、現在世代に利益を与えることも害を与えることも出来ないために、相互の責務は発生しないとす。これは特に契約説に基づく議論に対する批判である。

環境問題への取り組みの際には、「持続可能」という用語が頻繁に用いられる。つまり多くの取り組みには、未来世代の利益への配慮をするという世代間倫理の思想が含まれてい

---

<sup>1</sup> 環境倫理の空間的拡大については既に検討を行っているので本稿では議論の対象としない。拙稿「環境保護倫理の変容——動物開放論と土地倫理をめぐる規範的対応と政策的対応」『学生法政論集』第7号、2013年、71-85頁を参照。

<sup>2</sup> 「持続可能」という語は、「環境と開発に関する世界委員会」(WCED)の4年間の活動をまとめた1987年のブルントラント委員会最終報告書Our Common Future(大来佐武郎監修『地球の未来を守るために』福武書店、1987年)で環境問題に関して初めて用いられた。持続可能とは、「未来世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすこと」と定義される。将来世代の欲求を充足させるために現在世代に制約を課すことを含意する「持続可能」は、世代間倫理の考えに立脚している。加藤尚武他編『応用倫理学事典』丸善、2008年、184-5頁。

る。本稿では、「持続可能」、ひいては世代間倫理の思想に上記の批判を含む不当性があるのではないかという問題意識に基づき、学術的側面と政策的側面からの検討を行う。無論、学術的側面、政策的側面とは理論的な仮定であって、実際の議論は両者の間を重複または往復している。それにも拘わらず、二つの側面に区別する理由は、詳細は本論に譲るが、理論としての学術的側面と実践としての政策的側面はそれぞれ固有の問題を抱えており、それをひと括りにして同一の批判を行うことはできないためである。

本稿が考える不当性は主に二点ある。第一に、「持続可能」概念の不明確さを原因とする濫用が発生し、環境保護上の効果が不十分な取り組みも「持続可能」と銘打たれているのではないか、ひいては本来の「持続可能」という概念が持つ志向性等を損なうことになり、形骸化するのではないかということ、第二に、「持続可能」が「環境ファシズム」<sup>3</sup>を助長するのではないかということである。このような問題意識に基づき、「持続可能」や世代間倫理について検討を加える。上述したように、現在世代の利益と未来世代の利益の対立が起こりうるため、世代間倫理の議論は現在世代が未来世代を害する行為を抑制する等の意義を持つ。しかしながら、「持続可能性」に見られるように、世代間倫理は規範として受容されているようにみえる一方で、批判もまた存在する。それでは世代間倫理は、規範的に、また、政策的にどのように正当化されるのか本稿では検討したい。特に、学術上の議論と実際の政策を対比することで、環境問題への対策に際して頻繁に唱えられる「持続可能性」の孕む世代間倫理の言説を批判的に考察する。考察する政策として、アジェンダ21<sup>4</sup>を取り上げる。その理由は、アジェンダ21が、広範な分野において持続可能性の理念を定立し、国や地方自治体、NPOなどの各主体に具体的な行動計画を示す高い実践性を有する画期的な政策であり、世代間倫理を内包した政策として最も代表的なものであると考えるためである。以下では、まず第一章で世代間倫理を正当化する議論として、三つの議論を考察する。第二章ではアジェンダ21とそれに基づく各国の持続可能な開発に関する戦略等を取り上げ、それらの問題点を明らかにする。第三章で学術的議論と政策の比較、検討を行い、世代間倫理思想の意義と限界を論じ、本稿の結論を示す。

## 第一章 世代間倫理の学術上の議論

世代間倫理とは、未来世代の利益を配慮し、保護することを求める倫理である。近年唱えられている「持続可能性」概念も未来世代への配慮を前提としている。資源枯渇や放射

<sup>3</sup> 「環境ファシズム」とは、環境問題の解決、改善という全体の利益のために個体に犠牲を強いることをいう（加藤尚武『環境と倫理 自然と人間の共生を求めて』有斐閣アルマ、1998年、143頁）。

<sup>4</sup> アジェンダ21とは、リオ宣言に掲げられた21世紀に向けた持続可能な発展を実現するための行動綱領である。環境についてだけでなく、経済と社会についても持続可能な発展の概念を明らかにした。その内容は全40章の広範な分野にわたる。アジェンダ21については第2章でも言及する。

性廃棄物の処理などの長期にわたって影響を与える環境問題は未来世代に負担を強いることになるため、現在世代は未来世代を配慮の対象とするべきであるという主張は説得的であるように思える。現に、1992年の「国際連合環境と開発に関する世界会議」（通称地球サミット）では「アジェンダ21」（副題―「持続可能な開発のための人類の行動計画」）が採択され、1997年には持続可能な水準までCO<sub>2</sub>排出を抑制することを目標とした京都議定書が締結されるなど、世代間倫理の概念は国際的に受容され、規範として存在しているようである。しかしながら世代間倫理には大きく2つの問題点がある。第一に非対称性の問題、第二に不明確性の問題である。

第一の非対称性の問題は、現在世代が配慮の対象とするべきという未来世代はいまだ存在しておらず、現在世代が一方的に未来世代に対して義務を負うことになるという問題である。現在世代内においては、一方の権利は他方の義務であると思えることができるが、未来世代が持つ権利及びその権利に対応する現在世代の義務を観念することは困難である。第二の不明確性の問題は、①配慮の対象範囲の不明確性、②保護されるべき未来世代の利益の不明確性の2点に分けることができる。①に関して、配慮の対象となる未来世代とは一体何年後の世代なのかが明らかではない。10年後、100年後、1000年後、と想定する範囲は無限に拡大することができ、どれだけ多くの人々を配慮の対象としなければならないのだろうか不明である。対象とする範囲が無限に拡大されるのであれば、現在世代の権利が不当に抑制されることになるという批判も有力である。②に関して、未来世代の環境やニーズは不明であるため、現在世代がどのような義務を負うかは論じる意味がないのではないか。つまり、現在世代が良かれと思って行った行為が未来世代を害することも考えられ、その逆もまたしかりである。

以上の問題を念頭に置きつつ、以下で世代間倫理を正当化する根拠として代表的な三つの議論を考察する<sup>5</sup>。すなわち、シュレーダー=フレchette（K. S. Shrader-Frechette）の世代間契約説、ジョン・ロールズ（John Rawls）の正義論、ハンス・ヨナス（Hans Jonas）の責任原理である。

### （1） 世代間契約説——シュレーダー=フレchette

シュレーダー=フレchetteは、現在世代と未来世代のあいだに社会契約が成立しようと主張する。上述の非対称性の問題と関係するが、近代倫理学は、権利・義務の主体は共時

---

<sup>5</sup> その他の議論として、自己利益説や子孫愛説などがあるが、紙幅の都合上、世代間倫理の代表的な議論の中でも、本稿の問題意識と第三章で提示する観点に合致する三つの議論についてのみ考察を加える。自己利益説については、高橋広次「未来世代への責任と種の法理」南山大学社会倫理研究所『社会と倫理』第6号、1999年、5-6頁を、子孫愛説については、鈴木興太郎他編『世代間関係から考える公共性』東京大学出版会、2006年、77-8頁を参照。

的相互性を有することを前提とする<sup>6</sup>。つまり同一の道徳的共同体に属する者が相互に対面することが可能である状況において、一方の権利が他方の義務となる権利・義務関係が成立する。この原則を世代間に当てはめると、存在しない未来世代は権利を要求すること、義務を負うことは不可能であるため相互関係は存在しないことになる。この倫理学の前提からすると世代間の社会契約は成立し得ない。この論理と同じく、現在世代と未来世代は社会理想（「善き生活」の概念）を共有しないため同一の道徳的共同体に属することはなく、同一の権利を持つとはいえず、社会契約の成立は不可能であると論じたゴールドディング（Golding）の議論に反駁しながらフレチェットは次のように主張する。すなわち、現在世代は未来世代の社会理想について無知であるが、プルトニウムやDDTの長期的な有害性が未来世代を害さないと言うことは難しいとして、「われわれは後の世代のためになすべきことを（特殊的には）知らないのだが、それでもやはり、われわれが何をなすべきでないかについて、われわれは多くの情報を持っているのである」<sup>7</sup>と述べる。ゆえに未来世代の利害関心に無知であることは、未来世代が権利を持たないことを意味しない。例示した二つの危険物の有害性については未来世代も現在世代と共通の利害関心を有するなら同じ道徳的共同体に属するということができ、未来世代は危険から保護される権利を持つとされる。

非対称性の問題に関しては、フレチェットは日本の「恩」の観念を援用することで説明を試みる。すなわち、「われわれの先祖がわれわれのためにしてくれたことを子孫のためにすること」<sup>8</sup>によって恩を返すことに相互性を見出す。換言すると、「A世代がB世代のためになり、その逆でもある、ということではなくて、AはBのためになり、CはDのためになる等々」<sup>9</sup>という「世代間の依存性」<sup>10</sup>原理の一例として日本の「恩」の観念を用いて主張する。しかしながら、この論理は互いに権利と義務を有するという相互的な関係ではなく、未来世代に対して現在世代が一方的に義務を負うものであり、契約における相互関係性の前提の問題を解決しているとはいえない。また、契約とは、互いが目的とする利益をもとに合意がなされるものであり、契約を結ばないという選択も可能なはずである。しかしながら世代間倫理においては各世代に、未来世代への一方的な義務が発生するのみであり、義務の反射としての利益を得ることは不可能である。さらには、プルトニウム等の危険物の使用を禁ずるべきであると論ずるフレチェットだが、使用を禁止すべき危険物の基準等には触れておらず、不明確性の問題も健在である。以上より、社会契約により世代

<sup>6</sup> 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』丸善、1991年、128-9頁。

<sup>7</sup> シュレーダー＝フレチェット「テクノロジー・環境・世代間の公平」フレチェット編『環境の倫理 上』晃洋書房、1993年、132頁。

<sup>8</sup> 同上書、126頁。

<sup>9</sup> 同上書、125頁。

<sup>10</sup> 同上書、同頁。

間倫理を根拠付けることは困難であると言える。

## (2) 正義論——ジョン・ロールズ

未来世代への配慮として、環境を害するプルトニウムやDDTの使用を禁ずるなど論じたフレッチャットの議論は、主に、現在世代の行為を制約するものであった。一方で、正義論に基づく公正の視点から功利主義を批判し、「正義にかなった貯蓄原理」を主張するジョン・ロールズの議論は、現在世代に対して「貯蓄」という行為を要求する。彼によれば、「最大多数の最大幸福」を目指す功利主義の世代間への適用を正当化することは世代内の場合よりも難しい。進歩史観的な資本の増大と技術の向上を想定すれば現在よりも大規模な人口を養うことが可能であり、未来世代の幸福の量は現在世代よりも増大すると考えられる。つまり功利主義では、各世代は、未来世代と比較して相対的に貧しかったとしても、未来の幸福量を増大させるために非常に重い負担を強いられるのである。一方で、「正義にかなった貯蓄原理」は、「社会の進展の水準ごとにそれぞれ適切な貯蓄率（あるいは貯蓄率の幅）を割り当てるためのルール、すなわち貯蓄率の科率一覧表（schedule）を決定するためのルールである」<sup>11</sup>という。「各世代は正義にかなった貯蓄原理に従って、後続する諸世代に貢献するとともに先行する諸世代から〔貯蓄された資源を〕受け取る」<sup>12</sup>。各世代は、先行（過去）世代及び後続（未来）世代の双方の側から見て公正だと思われる貯蓄率を特定する。すなわち、先行世代から何を受け取り、後続世代に何を残すべきなのかのバランスをとりながら、貯蓄率を決めるのである。

世代間の公平を説明するために、ロールズは「無知のヴェール」説を援用する。人々は、自らの社会的地位、身分、資産、才能、心理的特徴、また所属する社会の特有の状況について知らない原初状態にいると仮定する<sup>13</sup>。原初状態の人々は、「自分たちの社会が到達している文明の段階を知らない。自分たちが貧しいのか比較的に豊かなのか、住民の大部分が農業に従事しているのかすでに工業化しているのかなどについて、見分けるすべを彼らは持っていない」<sup>14</sup>のために、普遍的な世代の利益を保証するのなら、人々は貯蓄原理に合意する必要がある。

ロールズの議論では、非対称性、不明確性は問題とならない。ただし、それは問題を解決したのではなく、捨象したことにより問題を解消したのである<sup>15</sup>。現在世代から未来世代への一方的な配慮義務を認めたことにより非対称性の問題を解消し、「正義にかなった貯蓄原理」を提唱することで未来世代のニーズを問わず、各世代に対し、普遍的に後続世代

---

<sup>11</sup> ジョン・ロールズ『正義論 改訂版』川本隆史他訳、紀伊國屋書店、2010年、387頁。

<sup>12</sup> 同上書、384頁。

<sup>13</sup> 同上書、184-192頁。

<sup>14</sup> 同上書、386頁

<sup>15</sup> 高橋、前掲論文、1-23頁。

のために貯蓄することが必要であると述べ、不明確性の問題を解消した。

しかし、「正義にかなった貯蓄原理」は、先行世代に対し貯蓄を要求するのであれば後続世代に対して貯蓄をせざるを得ないという合理的な判断を示しているにとどまる。また、ロールズ自身が認めるように、現在世代が果たすべき貯蓄を詳細に決定することは出来ない<sup>16</sup>。さらに、普遍的に公正な貯蓄は、果たして現状の環境問題を解決することができるのか疑問である。先行世代が行った貯蓄と比較して現在世代が不当にならない程度の貯蓄を行うことでは問題解決には至らないのではないだろうか。

### (3) 責任原理——ハンス・ヨナス

(1)で検討したフレチェットの議論では、未来世代に権利を認める社会契約が締結可能であるとされた。しかし、存在していない者に対し権利を認めることは不可能であるという非対称性の問題がある。責任原理を唱えるヨナスは、未来世代が権利を持つことを否定する。彼は、われわれは第一に人類の生存に対する義務を、第二に将来の人間のあり方に対する義務を負うと述べる。つまり、未来世代を生み出し、その結果、未来の人間のあり方に対しても配慮義務を負うとするという、子孫の「創始者」としての責任、「創始者」であることの責任を論じる。前者の責任は自ら子孫を生み出したことに起因するが、後者の責任は「人類をあらしめよ」という命令によって生じる<sup>17</sup>。「創始者」としての責任は、現在世代のすべての者に課せられるのではなく、各人が望んだ意思に応じて責務の範囲は変動する。たとえば市民の責務と政治家の責務では後者のほうが大きい。「政治家」になることを自由な意思で選択したために、相応の責務を負うのである<sup>18</sup>。

なぜ人間は存在しなければならないのかという問いに対し、彼は無に対する存在の優位を説く。価値あるいは「善（良さ）」は存在への要求、つまりあるべしを基礎づける唯一のものであるとし、よって存在するものにしか価値を帰属させることは出来ない。この価値の帰属性だけで無に対する存在の優位性は絶対的なものだとする。また、主観的な価値評価ではなく、価値一般の客観性からしか「客観的な『あるべし』」は、そしてこれとともに存在擁護への責務、すなわち存在に対する責任は導き出せない<sup>19</sup>と主張する。

<sup>16</sup> 「承認されるであろう貯蓄率〔あるいは貯蓄の値域〕の科率一覧表をかなり詳細に定めることは出来ない。こうした直感的な考慮を通じてせいぜい望みうるのは、一定の極端な貯蓄率が排除されることにとどまる」ロールズ、前掲書、387頁。

<sup>17</sup> ハンス・ヨナス『責任という原理 科学技術文明のための倫理学の試み』加藤尚武監訳、東信堂、2000年、76頁。

<sup>18</sup> 山本剛史「世代間倫理の意味——自己利益に基づかない倫理の可能性を探る——」『哲学論集』29号（上智大学哲学会）、2010年、92頁。通常、責任は市民としての義務の範囲におさまっているが、たとえば、市民よりも対象の規模の大きい集団全体の事柄を引き受けることを選択したことになる政治家は、市民より大きな責任を負うことになる。

<sup>19</sup> ヨナス、前掲書、87頁。

相互性を前提としないため非対称性の問題は生じないが、具体的な行動を主張していないため、不明確性の問題は健在である。また、相互性を前提としない責務として、子に対する親の責務、つまり子の「創始者」としての親の責務を挙げるヨナスであるが、そうした「創始者」となることすなわち責任を負うことになるという論理は妥当なのだろうか。つまり、「(未来世代の) 創始者になるのならば責務を負え」という仮言命法の前提となる、「人類をあらしめよ」という定言命法には疑問が残る。吉良貴之は、資源の枯渇した状況であれば、人類の「尊厳死」つまり、「幸福な絶望」が望ましい場合も考えられると述べる<sup>20</sup>。吉良のこの主張に従えば、人類の存続がすなわち望ましく、未来世代を生み出すことが現在世代の責任であるということは絶対的に正しいとはいえない。

#### (4) 小括

世代間倫理の正当化根拠として、三つの議論を検討した。以下では各説の要約と批判、そして「持続可能性」に対する本稿の問題意識、すなわち、①本来の「持続可能性」の意義を損ないうる、②環境ファシズムを助長しうる、という二つの観点からも検討する。フレチャットの世代間契約説は、現在世代と未来世代に共通して有害性を持つプルトニウムやDDTの使用禁止など、主に現在世代の行動の抑制を訴えた。しかし、近代倫理学の前提に経てば本来的に不可能な、存在していない未来世代との契約を肯定するために、非対称性、不明確性の問題が顕著となる。ロールズの正義論は、現在世代から未来世代への一方的な義務を認め、後続世代に対する普遍的な貯蓄を求める「正義にかなった貯蓄原理」を主張することで非対称性と不明確性の問題を捨象している。しかしながら、その主張は各世代の様々な状況を「無知のヴェール」説により無視するものであり、現代の環境問題が、どの世代にとっても普遍的な「貯蓄」では解決できない可能性を考慮していない。ヨナスの責任原理は上記の二つの議論の前提とは異なるアプローチを取る。フレチャットとロールズの議論は、現在世代と未来世代の個人間あるいは世代間の責務、すなわち、未来世代の権利を認めて擁護し、未来世代に一方的に影響を与える現代世代の義務や責任を認めるという論理に基づく。一方で、ヨナスの責任原理は「個人と人類」という、個体と種の関係から世代間倫理を論じた。個人は人類を存続させる義務を持つために、人類の生存及び将来の人間のあり方に対する義務を負う。つまり、未来世代を生み出し、未来世代のあり方に配慮する義務があるとする。しかしながら、「創始者」としての親の責任を論じる責任原理であるが、その前提とされている「人類をあらしめよ」という定言命法、彼の主張する「無に対する存在の優位」は、所与のものとはできるのかは疑問である。

①「持続可能性」の意義を損なう可能性とは、たとえば、ある団体が「持続可能性」と

---

<sup>20</sup> 吉良貴之「世代間正義論——将来世代配慮責務の根拠と範囲——」59頁。『国家学会雑誌』119巻、不二出版、2006年、6号、23頁-87頁。

銘打った活動を行えば、容易に持続可能性を志向した活動であるという正当性を利用することができると思われる。しかしながら、本来の持続可能性が目指す活動とは異なり、ただ経済にのみ焦点を当てている活動等も正当性を得る結果となる。そのような活動は本来の環境保護という主要な要素を無視し、「持続可能性」の意義を損なうものと考えられる。つまり本稿は「持続可能性」の濫用を危惧するのである。

未だ存在しない未来世代との契約を認める世代間契約説に則れば、未来世代のニーズが不明であるがゆえに、非常に広範な活動に「持続可能性」を認めることができるだろう。正義論では、あらゆる世代に普遍的な貯蓄を求めるために、このような「持続可能性」の濫用は起こり難いように思われる。責任原理は、上記二つの議論とは異なり、人間という種に焦点を当てる。行為の抑制、貯蓄などの具体的行動を示していないため、「人類のため」と掲げることは広範な活動に利用できそうである。

②「環境ファシズム」助長の危険性については、どの議論もほぼ等しく有する。根拠に違いがあったとしても世代間倫理の主張を正当化できたとすれば、直接の利害関係者でなくとも、世代内において他者の行動の抑制、あるいは貯蓄といった積極的行動を行うよう要請でき、ともすれば従わない者を糾弾する論理ともなりうるためである。しかしながら、中でも注意すべきは世代間契約説である。危険性のある行動の抑制を主張するフレッチェットの議論は、その危険性の基準の曖昧さから、広範な行動にその抑制を要請しうる。それは、未来世代の権利として認められているとするため、権利義務関係にある当事者、すなわち、権利を持つ未来世代と義務を負う現在世代のどちらも正否を論じることは出来ないためでもある。ロールズの正義論は、先行（過去）世代から継承した「貯蓄された資源」を考慮したうえで公正だと思われる貯蓄率を決定するために、特定の現在世代に不当に重い負担を負わせるという帰結は導きがたい。責任原理の「人類をあらしめよ」という前提は非常に漠然としており、他の説のように抑制や行動を要請しておらず、その点では、環境主義の主張にとっての汎用性が高いと言える。だがヨナスの議論では、人類の存続に対する義務をも、責任の対象として選択することができるとする。個人の意思次第で義務の範囲が変わることを認めるとなると、他者に犠牲を強いることは正当化しがたいであろう。

## 第二章 「持続可能性」の政策的側面

前章では世代間倫理の学術上の根拠を検討した。本章では、世代間倫理の実践の段階としての「持続可能な発展」について、各国の政策の方針を検討する。その際、持続可能な発展のための行動綱領として、1992年の地球サミットで採択されたアジェンダ21をもとに各国が策定した行動計画である「持続可能な発展に関する国家戦略(National Sustainable Development Strategy)」(以下持続可能戦略)を取り上げる。アジェンダ21と各国の政策の対応を明らかにすることで、世代間倫理の理念を内包した政策に共通した問題点を指摘

する。個々の具体的な政策ではなく政策の方針としての行動計画を検討する目的は、世代間倫理の根拠や理念について論じる学術的議論との乖離を検討する上でより適切であると考えるためである。以下ではまずアジェンダ21についてより詳しく述べたのち、その内容に他国のものよりも比較的特徴的な性格が現れていると読み取れた、ドイツ、フランス、オーストラリアの持続可能戦略について検討する。各戦略の比較的特徴的な点とは具体的には次のとおりである。ドイツの戦略は「世代間契約」(Generationenvertrag)という、学術的な議論として検討した世代間契約説に通ずるような語を用いている点、フランスの戦略は文中の、「土地」(territoire)という全体論的な性質を帯びうる語<sup>21</sup>を用いている点、オーストラリアの戦略は、他国に比較し、非常に生物多様性に注力している点である。

### (1) アジェンダ21

「アジェンダ21」は、国連環境開発会議(1992年)で「環境と開発に関するリオ宣言」、「森林に関する原則表明」とともに採択された、21世紀に向け持続可能な発展を目指す、地球規模の行動計画である。全40章からなり、第1章の前文を除く39章は4つのセクションに分けられる。すなわち、セクションⅠ「社会的・経済的側面」、セクションⅡ「開発資源の保護と管理」、セクションⅢ「主たるグループの役割強化」、セクションⅣ「実施手段」である。アジェンダ21は環境、社会、経済の広範な分野を包括する。以下に例示すると、第Ⅰ部「貧困の撲滅」(第3章)、第Ⅱ部「大気保全」(第9章)、第Ⅲ部「非政府組織の役割強化」(第27章)、「国際的な機構の整備」(第38章)などである。各章はさらにA、B、Cなどの節に分かれ、各節には「行動の基礎」、「目標」、「行動」、「実施手段」の項目が設けられている。「実施手段」では必要となる資金の試算値を示し、活動する主体や方法について記述する箇所なども見られるなど、具体的な計画であることが読み取れる。また、アジェンダ21の国連システム内での実施の進捗状況の監視、各国政府から提供される環境と開発に関する情報の検討・報告などの機能を持つ、「持続可能な開発委員会(Commission on Sustainable Development)」が設けられている(第38章38.11.)。1972年の「国連人間環境会議」でも、ストックホルム人間環境宣言とともに行動計画が採択されたが、実行されたのはいくつかの原則のみであったことを省みて、国連環境開発会議では実施状況を監視する機関を設けている<sup>22</sup>。また、アジェンダ21は、「共通だが差異のある責任」原則を有する。具体的には、第1章1.6.に「アジェンダ21は……環境と開発に関するリオ宣言に関するすべての原則を十分に尊重しながら、異なった国や状況、また、地域の対処能力や優先度の違

---

<sup>21</sup> アルド・レオポルド『野生のうたが聞こえる』新島義昭訳、講談社学術文庫、1997年では、共同体概念を土壌や植物、動物など、それらを総称した「土地」にまで拡大する「土地倫理」が主張されている。

<sup>22</sup> 内藤正明他編『岩波講座地球環境学10』岩波書店、1998年、63頁。

う多様な行動者によって実行されてゆくだろう」<sup>23</sup>とある。また、第11原則<sup>24</sup>では、技術的財源的に先進国に劣る途上国に対する考慮もなされている。「共通だが差異ある責任」とは、アジェンダ21が踏襲するリオ宣言の第7原則で表された概念である。すなわち、「各国は、地球の生態系の健全性および完全性を、保全、保護及び修復するグローバル・パートナーシップの精神に則り、協力しなければならない。地球環境の悪化への異なる寄与という観点から、各国は共通のしかし差異のある責任を有する。先進諸国は、彼らの社会が地球環境へかけている圧力及び彼らの支配している技術及び財源の観点から、持続可能な開発の国際的な追求において有している責任を認識する。」<sup>25</sup>(傍点は筆者による)。

以上のことをまとめると、アジェンダ21は、持続可能な発展を実現するための地球規模の行動計画であり、資金の試算値などを示すなど具体性を有する。主な特徴としては3点挙げられる。第一に、環境、社会、経済などの広範な分野を包括している点、第二に、実施状況を監視する機関が設けられている点、第三に、各国に対して一律に責任を課すのではなく、「共通だが差異ある責任」の原則として、責任や義務に差異を設けている点である。

本稿の問題意識から鑑みると、アジェンダ21は持続可能な発展に関する地球規模の行動計画であるにもかかわらず、「持続可能性」の正当性、特に世代間倫理の正当化根拠については明らかにしておらず、その正当性を前提のものとする論点先取を犯しているという問題を指摘することができる。この問題に関しては第三章にて論じる。

## (2) 各国の持続可能戦略

国際レベルの政策であるアジェンダ21が、根拠不明のまま、世代間倫理の正当性を前提としているという問題を明らかにした。次に、アジェンダ21と各国の持続可能性戦略の対応を確認し、各国レベルの政策における世代間倫理の正当化根拠の問題の有無を明らかにする。

### (a) ドイツ

ドイツでは、リオ宣言やアジェンダ21（1992年）などの影響を受け、90年代後半から持続可能戦略策定の議論が進められ、2002年に『ドイツのための展望——持続可能な発展のためのわれわれの戦略（Perspektiven für Deutschland—Unsere Strategie für eine

<sup>23</sup> 「エネルギーと環境」編集部編『アジェンダ21実施計画(97)——アジェンダ21の一層の実施のための計画——』環境庁・外務省監訳、エネルギージャーナル社、1997年、66頁。

<sup>24</sup> 「各国は、効果的な環境法を制定しなければならない。環境基準、管理目的及び優先度は、適用される環境と開発の状況を反映するものとすべきである。一部の国が適用した基準は、他の国、特に開発途上国にとっては不適切であり、不当な経済的及び社会的な費用をもたらすかもしれない。」同上書、515頁。

<sup>25</sup> 同上書、514頁。

nachhaltige Entwicklung)』<sup>26</sup>が策定された。その中では、4つの分野、すなわち、①世代間公平性 (Generationengerechtigkeit)、②生活の質 (Lebensqualität)、③社会的協同 (Sozialer Zusammenhalt)、④国際的責任 (Internationale Verantwortung) に対応する21の行動綱領が掲げられている。持続可能性を追求するルールとして、「全ての世代は自らの課題を自ら解決し、将来世代に負担を強わず、予測される資源需要に備えなければならない」<sup>27</sup>とする。本戦略の中では持続可能な発展が、世代間契約 (Generationenvertrag) という語を用いつつ以下のように位置づけられていることが特徴的である。「持続可能な発展は、現在世代のニーズと未来世代の生活の機会を関連付け、世代間契約という形式により、双方にとって公平で長期的な発展を目指すという決定的に重要な思想である」<sup>28</sup>。しかしながら、その内実は、たとえば、地域政府、事業者、環境団体等から首相が任命した協議会を設けることは行っているが、「未来世代の権利を代理する」機関等を設けることなどはなく、未来世代との契約による相互の権利・義務関係を認めるものとまでは言えない。

## (b) フランス

フランスは、2001年に策定された『よりよき世界のための持続可能なヨーロッパ：EU持続可能な発展戦略』(A Sustainable Europe for a Better World: A European Union Strategy for Sustainable Development) を受け、2つの組織を立ち上げた。持続可能な発展のための省庁間委員会 (C I D D) と持続可能な発展国家委員会 (C N D D) である。この2つの委員会の働きにより、2003年に「持続可能な発展国家戦略 (Stratégie nationale de développement durable)」が策定された。本戦略は6つの「戦略的軸 (axes stratégiques)」を有する。すなわち、「①持続可能という概念に関する情報、そうした問題への関心喚起、教育及び、参加、②地球という「土地 (territoire)」の経済、社会及び環境的観点からの整備及び保全、③あらゆる者の恩恵となる環境を尊重した経済活動及びその成長、④環境の保全、環境破壊に対する予防及び注意喚起、⑤模範的アクターとしての国家、⑥持続可能な発展という観点からの国際的協力及び活動」<sup>29</sup>である。本戦略における持続可能性の位置づけは、ブルントラント委員会による定義をそのまま援用している。フランスの持続可能戦略の特徴は、広範なステークホルダーの参加にある。2009 - 2012年版の「持続可能

---

<sup>26</sup> ドイツ連邦政府ホームページより参照。 *Perspektiven für Deutschland—Unsere Strategie für eine nachhaltige Entwicklung*

(<http://bfm.de/fileadmin/NBS/documents/Nachhaltigkeitsstrategie-langfassung.pdf>) (最終アクセス日：2013年10月31日)

<sup>27</sup> 内閣府国民生活局企画課「諸外国における持続可能な発展戦略とマルチステークホルダー・プロセスについて」2008年、7頁。

<sup>28</sup> 前掲ドイツ連邦政府ホームページ *Perspektiven für Deutschland—Unsere Strategie für eine nachhaltige Entwicklung*. p. 1 より筆者が訳した。

<sup>29</sup> 国立国会図書館調査及び立法考査局『持続可能な社会の構築 総合調査報告書』2010年、75-76頁。

な発展戦略」においては、その策定の際、2007年に会議を実施し、政府、地方公共団体、NGO、労働組合など広範なステークホルダーに対して議論の場を提供した。

### (c) オーストラリア

オーストラリアの持続可能戦略の特徴は、環境の格段の重視である。1992年に『生態学的に持続可能な発展に関する国家戦略 (National Strategy for Ecologically Sustainable Development)』(以下「NSESD」)が策定された。その中心的な概念は、自然環境、生物の多様性に富んだオーストラリア独特の「生態学的に持続可能な発展 (Ecologically Sustainable Development)」(以下「ESD」)である。ESDとは、生活が依拠する生態学的プロセスを維持し、現在と未来の総合的な生活の質が向上するように、共同体の資源を使用、保存、増強することであるとされる<sup>30</sup>。NSESDの主要な目標 (The Core Objectives)として3点挙げられている。①未来世代の幸福を守る経済発展により、個人と共同体の幸福と福祉を増強すること、②世代内および世代間の公平、③生物多様性を守り、不可欠な生態学的プロセスと生命維持システムを維持することである。

### (3) 小括

本章ではアジェンダ21及び、ドイツ、フランス、オーストラリアの持続可能戦略を検討した。結果的には、前章で検討した学術的議論のいずれかにもとづいている政策とはいえないことがわかった。たとえば、ドイツの持続可能戦略については、「世代間契約」という語が用いられていることから世代間契約説に通じうるとも考えられたが、検討の結果否定された。アジェンダ21と各国の持続可能戦略は、その前文において世代間倫理の正当化根拠については言及しておらず、各国の戦略の世代間の公平性に関する記述は、ブルントラント委員会の「持続可能」の定義をほぼ踏襲するにとどまっている。この検討により、アジェンダ21という国際的レベル、また、各国の政策のレベルにおいても、持続可能性を担保するはずの世代間倫理は正当化されておらず、無根拠に前提としてしまっていることが明らかになった。

考察の結果、人類の活動の規模が拡大によって将来的に地球環境を維持することが困難になるのではないかと、ひいては未来世代に不利益を与えることになるのではないかとという認識を国際的に共有しているという点で、持続可能性は理念として受容されているにとどまり、その認識の前提となる、「未来世代を配慮の対象とするべき」という世代間倫理の命題は無根拠のまま所与のものとされている誤謬が確認された。

---

<sup>30</sup> National Strategy for Ecologically Sustainable Development.

(<http://www.environment.gov.au/node/13029#WIESD>) (最終アクセス日：2013年10月31日)

### 第三章 世代間倫理への問題提起

前章では、世代間倫理に基づく概念である「持続可能な発展」に関する行動計画であるアジェンダ21とそれに基づく各国の持続可能戦略を検討し、第一章で検討した学術的議論との関係性の希薄さを指摘し、無根拠に世代間倫理を前提としてしまっているという問題を明らかにした。本章では、第二章で検討した3つの議論の相違をもたらす要因を検討し、政策レベルの戦略との共通点と相違点を明らかにすることで、「環境ファシズム」等の問題に言及しつつ、世代間倫理の学術的側面と政策的側面に関して結論を示す。

第二章で検討した3つの議論、すなわち、世代間契約説、正義論、責任原理の差異を示すにあたり、「未来世代の権利の有無」、「過去世代の考慮の有無」、「配慮責務の性格」の3点から検討する。この3点は以下の観点から定めた。すなわち、第一の「未来世代の権利の有無」はその説に基づいた主張の強度に関わる。つまり、未来世代の権利を認める論理に従えば、未来世代に対する権利侵害として、現在世代に法的拘束を行うことまでも認められうるような強制力を持つ可能性があるといえる。第二の「過去世代の考慮の有無」であるが、各説が持つ通時的な射程の違いを見ることを目的とする。過去世代の考慮をすることで、現在世代にある行動を不当に強制する危険性を緩和できると考える。第三の「配慮責務の性格」では、主に、責務が現在世代に一律に課されるか否かを明らかにする。一律の責務は、持続可能性の概念を損ねることも、「環境ファシズム」となることも考えられる。つまり、あらゆる主体に一律に責務を課す際不当な強制にならないよう現在世代の成員に配慮するのであれば、未来世代の利益保護が不十分になり、「持続可能」たりえないものとなる可能性もあるが、たとえば、ある基準にしたがって設けた一律の責務が、先進国にとっては容易に達成できるが途上国にとっては非常に困難であるというように、国際社会全体のために一部の国に犠牲を強いる原因ともなりうる。

#### (1) 未来世代の権利の有無

未来世代の権利を明確に認めているのは世代間契約説のみである。正義論、責任原理は非対称性、不確実性等の観点から未来世代の権利を否定し、現在世代の一方的な義務として世代間倫理を主張する。第一の点からは、世代間契約説に基づく主張は比較的強い強制力を持ちうるということがわかる。

#### (2) 過去世代の考慮

世代間契約説は、先祖から受けた恩を子孫に返すという「恩」の観念を持ち出すことで過去世代を考慮しているようにも読み取れる。しかし、世代間契約説が主張する危険性のある行動の抑制の範囲決定等のために考慮するのではなく、論理を成立させるために用いているにとどまる。一方で正義論は、その貯蓄原理において、過去世代からの貯蓄資源と

のバランスを考慮した上で未来世代への貯蓄率を決定する。結果として両説の違いは、過去世代の考慮が、世代間倫理の主張の成立前後である点であり、上述した「環境ファシズム」の危険性緩和という効果が期待できるのは正義論のみである。

### (3) 配慮責務の性格

世代間契約説はDDTの使用などの危険性の高い行動の抑制、つまり消極的行動を要請する。正義論は未来世代のために、過去世代からの貯蓄に加えて、自然環境等も含めた資本の蓄積という積極的行動を求める。上記の二説は現在世代に一律に、あるいは普遍的に課せられる性格の責務であるのに対して、責任原理は、責務は個人の選択に対応して発生するものとする。すなわち、未来世代の存続を望み、未だ存在しない未来世代の主体性を観念するのであれば、その意思に応じて責務が発生するのであり、現在世代に一律に課すものではない。たとえば市民と政治家では、政治家の方が大きな責務を負う。

次に政策レベルであるアジェンダ21と比較する。未来世代の権利については、ブルントラント委員会の「持続可能」の定義、「未来世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすこと」を踏襲していると考えられるので、未来世代の権利を認めるのか、あるいは現在世代の責任、義務を主張するにとどまるのかは明らかではない。過去世代については主張の正当化根拠としても、具体的な行動決定の要因としても考慮する記述はない。配慮責務の性格としては第二章で述べた、「共通だが差異のある責任」を主張し、諸主体によって責務に差異を設けている点が特徴的である。

	未来世代の権利の有無	過去世代の考慮の有無	配慮責務の性格
世代間契約説	あり	あり（「恩」）	危険性のある行動の抑制
正義論	なし	あり（「公正な貯蓄」）	普遍的な「貯蓄」
責任原理	なし	なし	個々人の選択に応じた責務
アジェンダ21	記述なし	なし	「共通だが差異のある責任」

図：3点から検討した各説とアジェンダ21の差異

未来世代の権利を認めているか否かについては判断がつかないが、以下の2点から、アジェンダ21と責任原理が同様の構想をしていると考えられる。第一に現在世代の責任根拠の共有である。責任原理の主張は、未来世代の権利を認めず、人類の生存と将来の人間のあり方に対する責務を負うことを論じた。アジェンダ21はその前文1.1.において、「人類の歴史上の決定的瞬間に立たされている」(Humanity stands at a defining moment in history) とし、生態系の悪化などを人間の生存の基盤に関わる問題として挙げている。それらの問題解決のために、人間の生存にとっての基本的ニーズを充足させ、生態系の保護と管理を改善し、「安全でより繁栄する未来」(a safer, more prosperous future) へつな

げることが主張する。また、前文1.3.ではアジェンダ21の達成に関する政府の責任を明記していることから、アジェンダ21には、責任原理の主張する人類という「種」の生存に対しての責務を規定しているとまではいえないものの、責任原理と同様の思想、すなわち、人類の生存と将来の人間のあり方に対する責任を認めていると読み取れる。

第二に、その配慮責務の性格の類似である。つまり、現在世代に対して一律の責務を課すのではなく、現在世代内でも主体によってその責務に差異を認めるという点である。この点に関する双方の相違としては、責務の差異を認める要因の違いを挙げることができる。すなわち、各人の自由な意思による選択の結果、各人が負う責務に差異が生じるとする責任原理に対して、アジェンダ21は、地球環境の悪化への寄与の大きさから先進国により一層の責務を課し、また、途上国の技術的側面等を考慮し、先進国との一律の環境基準の危険性を示すなど、問題発生への責任の大小と、能力の違いからの責務の差異も認めているようである。

これらの共通点、相違点から、考察の結論として2点の指摘をする。第一に、政策的側面に関しては、主体ごとの責務の差異が認められるべきであると考え。本稿の問題意識として「環境ファシズム」助長の危険性を挙げたが、主体ごとの自由な意思による、あるいは能力に応じた責務を負うべきという主張ならば、「環境ファシズム」の危険性は限りなく小さくなる。ただし、国や地方政府、NGO等の市民社会などを含めた各主体の自由意思による選択に完全に委ねるということでは、フリーライダーの発生も考えられ、環境問題の解決には至らない可能性がある。しかし、本稿で検討したとおり、「持続可能性」の孕む世代間倫理の根拠は非常に曖昧なものであり、持続可能な開発等を強制することは不当だと疑われる。そこで、現在解決すべきとされる環境問題等については、世代間倫理の文脈ではなく、あくまでも現在世代内における、世代内倫理、世代内公平の文脈での義務付けが望ましいと考える。すなわち、途上国に対しては、開発の権利を尊重しつつも、自主的な意思による問題解決への寄与を期待し、問題悪化の主原因となっている先進国に対しては、その責任を途上国に不当に負わせないよう、一層の責務を課すべきである。

第二に、学術的側面に関してである。第一の点では、自発性に委ねるかあるいは強制するかという問題に対し、世代間倫理からの要請への応答は自発性に委ねるとした。それは非対称性の問題、不明確性の問題などの、世代間倫理による根拠付けの脆弱さ、不当性のためであった。これらの問題は世代間倫理の根源的な問題であり、克服は困難であると思われる。よって、現状では、世代間倫理に基づく拘束力を伴った政策は不当である。しかしながら、世代間倫理の議論は倫理規範の強化に必要である。すなわち、法や条約といった制度化という実践的な段階以前の倫理規範の段階において一定の説得力を持った理論的根拠を提示することで、規範の受容性、ひいては規範に基づいて設計される制度、政策の受容性に寄与することができる。

今後の学術的な議論の方向として、責任原理が主張するような、個々の主体による責務の違いを認めるべきであると本稿は考える。その理由は「環境ファシズム」の危険性を危

惧するためである。世代間倫理は論拠が曖昧であるため、個人の自由な意思に基づく配慮責務こそが、最も不当性を排した方法であり、受容されやすいと考える。

以上のことをまとめると次のようになる。政策的側面において、世代間倫理に基づく責務を規定した制度設計を避けるべきである。世代間倫理の要請に関しては、国家をはじめとする諸主体の自発性に任せ、環境問題等の主原因となってきた先進国に対しては、あくまでも現在世代を対象とした、世代内倫理、世代内公平の観点から途上国よりも重い責務を課すべきである。つまり、持続可能性の志向する目標達成のための制度としては、少なくとも現在では、世代内倫理による義務付けと世代間倫理の要請への応答を期待することどまることが望ましい。学術的側面においては、非対称性や不明確性などの根源的な問題の解決は困難であるが、一定の説得力を持った理論的根拠の提供により、制度が基づく倫理規範の受容を拡大することができる。その議論の方針としては、「環境ファシズム」の危険性の少ない、個々の主体に責務の違いを認める方針が望ましい。

## おわりに

本稿は、環境倫理の一要素である世代間倫理、またそれに基づく「持続可能」という概念について、学術的側面と政策的側面から批判的に検討を行い、問題提起を行った。その際、世代間倫理の正当化根拠について、非対称性と不明確性という批判を主眼に置き、また政策的側面に関しては「持続可能」の形骸化と「環境ファシズム」助長の危険性という問題意識から論じた。

第一章では、世代間倫理の学術的議論として、シュレーダー＝フレチットの世代間契約説、ジョン・ロールズの正義論、ハンス・ヨナスの責任原理を取り上げた。非対称性と不明確性の問題から批判的に検討し、各説の意義と問題を明らかにした。また、持続可能性の形骸化と「環境ファシズム」助長の危険性の観点からも考察することにより、政策的側面に及ぼす効果を論じた。第二章では、政策的側面として、アジェンダ21と数か国の「持続可能な発展戦略」を検討した結果、学術的議論との希薄な関係性と正当化根拠が不明であることを確認した。前二章を受けた第三章では、学術的議論間の相違の検討及び、政策的議論との対比を行い持続可能性及び世代間倫理について問題を示した。すなわち、未来世代の権利の有無、過去世代の考慮の有無、配慮責務の性格の三点から考察し、アジェンダ21の性質と責任原理の構想の共通点を指摘した。考察の結果、政策的側面においては、世代間倫理による責務の規定を批難し、自由意思あるいは能力による、主体ごとの責務の差異を肯定し、世代内倫理による責務の規定と、世代間倫理の要請への応答への期待の両立による政策が望ましいと論じた。学術的側面においては、非対称性や不明確性という根源的な問題を認めつつも、制度が基づく倫理的規範の強化に寄与する重要性を説き、その議論の方針は、諸主体ごとに責務の差を認めるべきであると結論づけた。